

# 手稲区地域部会規約

## 第1条(目的)

札幌市自立支援協議会手稲区地域部会(以下「手稲区部会」という。)は、札幌市自立支援協議会(以下「全体会」という。)の下部組織として、障がい当事者、障がい福祉事業所、行政機関、その他手稲区内の様々な事業者との連携のもとに、障がい児者を含む全ての手稲区民が、障がいに関わらず、互いに理解し合いながら共生できる「地域づくり」を行うことを目的とする。

なお、当該規約にある「障がい児者」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい等、年齢や手帳の有無に関わらず、あらゆる障がい児及び障がい者を指す。

## 第2条(活動内容)

- 手稲区地域部会は、次の活動を行うものとする。
  - 障がい児者の持っている力を十分に発揮できる環境づくりを目指した活動
  - 障がい児者や家族の生活実態を理解し、必要な社会資源を開発・改善する活動
  - 障がい福祉施策・事業者・機関の周知に関する活動
  - 障がい福祉に係る普及啓発、地域の理解促進に関する活動
  - 障がい福祉関係事業者や関係機関の連携体制構築に関する活動
  - 障がい福祉関係事業者の資質向上を目指した活動
  - 手稲区の課題を解決するための、全体会への施策提言
  - その他、目的達成に必要な活動
- 上記に挙げる活動を円滑に行うため、部会内に目的別グループを構成し活動に取り組む。  
また目的別グループの創設については、拡大事務局会議の承認をもって決定する。
- 手稲区地域部会は、障がい福祉以外の機関、事業所、地域住民も含めた柔軟なネットワーク構築に務める。

## 第3条(構成員)

- 手稲区部会は、次に掲げるもののうち、手稲区地域部会の目的に賛同するもので構成する。
  - 区内に拠点のある障がい福祉サービス事業者等
  - 区内に拠点があり、障がい福祉に関連する福祉施設等
  - 区を担当地域とする相談支援事業者
  - 区内に居住する障がい当事者とその家族、または区内で活動する障がい者団体
  - 区保健福祉部保健福祉課
  - 区社会福祉協議会
  - その他、障がい福祉の向上に関心のある者で委員が適当と認める者
- 障がい児者や家族を含む関係者等を臨時で参加させることができる。
- 委員は目的に応じた各グループに所属し活動するものとする。また各グループにはリーダー及びサブリーダーを配し、事務局(教育機関代表含む)と合同の拡大事務局会議を開催する。
- 委員の人数及び任期の上限は定めない。ただし、就任及び退任については、各グループ委員の総意により決定し、そのリーダーは拡大事務局会議に報告するものとする。
- 委員の中から、会長及び副会長を選任し、任期は2年とするが、再選は妨げないものとする。

## 第4条(事務局)

- 事務局は、会長、副会長、相談支援事業所及び手稲区保健福祉課で構成する。
- 部会の庶務は、手稲区保健福祉課が行うこととする。

## 第5条(全体会への報告)

手稲区地域部会の活動内容については、定期的に全体会へ報告するものとする。

## **第6条(その他)**

この規約に定めるもののほか必要な事項は、部会における協議により定めることとする。

附 則

この規約は、平成22年8月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、令和元年10月1日より施行する。